

# 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴サービス重要事項説明書

<平成27年4月1日から適用>

当事業者はご契約者に対して訪問入浴介護サービスを提供します。利用される事業所の概要や、提供されるサービスの内容について、次の通り説明します。

## 1 事業者概要

事業者名称	ふく満訪問入浴介護事業所
主たる事務所の所在地	南砺市福光 1045 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 田中 幹夫
管理者	富田 満理子
電話番号	(0763) 53-0055

介護保険法令に基づき富山県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	ふく満訪問入浴介護事業所 1672100201
サービスの種類	訪問入浴介護

## 2 利用事業所

通常の事業の実施地域	南砺市の旧福光町区域
------------	------------

## 3 利用事業所の職員体制

職 種	専従	兼務
(1) 管理者		1
(2) サービス提供責任者	1	
(3) 看護職員	1	1
(4) 介護職員		2
計	2	4

※サービス提供責任者1名は、員数の内数。

※必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を兼務でおくことができる。

## 4 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 但し、祝日及び12月29日～1月3日間での年末年始を除く。
営業時間	13時00分～17時15分

## 5 提供するサービスと利用料金

### ○介護保険予防給付サービス（要支援1・2対象の方）

介護区分	介護予防訪問入浴介護	清拭又は部分浴
サービス利用料金	8,340円	5,838円
介護保険給付分9割	7,506円	5,254円
利用者負担料金1割	834円	584円

### ○介護保険給付サービス（要介護1～5対象の方）

介護区分	訪問入浴介護	清拭又は部分浴
サービス利用料金	12,340円	8,638円
介護保険給付分9割	11,106円	7,774円
利用者負担料金1割	1,234円	864円

利用者は、要介護度に応じて所定の料金体系に基づいたサービス利用料金（上記表）から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。

### ○中山間地等に居住する方へのサービス提供加算（支給限度額管理の対象外）

通常の事業実施地域（旧福光町区域）を越えてサービスを行った場合に所定単位数の5%を加算した料金をいただきます。

### ○サービス提供体制強化加算（I）イ（支給限度額管理の対象外）

#### 360円/回（利用者負担金額36円/回）

研修等を実施しており、介護福祉士が40%以上配置されている事業所に加算されます。

### ○サービス提供体制強化加算（I）ロ（支給限度額管理の対象外）

#### 240円/回（利用者負担金額24円/回）

研修等を実施しており、介護福祉士が30%以上配置されている事業所に加算されます。

### ○介護職員処遇改善加算（支給限度額管理の対象外）

介護職員の処遇改善として、安定的人材の確保及び資質向上の取組、雇用管理や労働環境の改善の取組みを行う事業所を対象に加算されます。

『1月あたりの総単位数』×『サービス別加算率』

※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えたもの

	サービス名	サービス別加算率
介護職員処遇改善加算（I）	（介護予防）訪問入浴介護	3.4%

### ○介護保険の利用限度額を超える場合

介護保険の利用限度額を超える場合は、全額自己負担になります。

## 6 サービス利用料金の支払い

サービスに関する利用料金は、翌月27日（金融機関が休日の場合はその翌日）に利用者の口座から自動口座引き落としを行います。

## 7 苦情等の受付

(1)当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

☆苦情受付☆	ふく満訪問入浴介護事業所 TEL. (0763) 53-0055 担当者 水木 千秋
--------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南砺市地域包括・ 医療ケア局 地域包括課 長寿介護係	所在地 〒939-1898 南砺市蛇喰 1009 番地 電話番号 (0763) 23-2034・FAX (0763)64-2550 受付時間 8:30~17:15
富山県国民健康保険団体 連合会	所在地 〒930-8538 富山市下野字豆田 995 番地の 3 電話番号 (076) 431-9833・FAX (076) 431-9834 受付時間 8:30~17:00
富山県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 〒930-0094 富山市安住町 5 番 21 号 電話番号 (076) 432-3280 受付時間 9:00~16:00
砺波地方介護保険組合	所在地 〒939-1392 砺波市栄町 7 番 3 号 電話番号 (0763) 34-8333・FAX (0763) 34-8334 受付時間 8:30~17:00

## 8 緊急時の対応方法

事業者は、現に各サービスを提供しているときに利用者の状況に急変が生じた場合は、速やかに家族又は、主治医等に連絡をとる等の措置を講じます。又状況により訪問入浴介護に関する協力病院契約に基づき公立南砺中央病院へ搬送します。緊急連絡先・主治医等に関する連絡先は、ケースファイル作成時にお聞きします。

## 9 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 2 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名\_\_\_\_\_氏名\_\_\_\_\_）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

利用者 甲)	住 所	〒		
	氏 名			
	電話番号	( ) -	FAX	( ) -
	私は、本人に代り、上記 名を行いました。 私は、本人の 確認しました。			
	本人との関係		名を代行 した理由	
	住 所	〒		
	氏 名			
	電話番号	( ) -	FAX	( ) -

事業者 乙)	当事業者は、指定訪問入浴介護事業者として の申 を受 し、この重要事項説明書に定 る訪問入浴介護サービスを、 実に責任を って行います。			
	所 在 地	〒 9 3 9 - 1 5 1 8 富山県南砺市 6 7 8 番地の 1		
	名 称	社 会 福 祉 法 人 福 寿 会		
	代表者名	理 事 長 田 中 幹 夫		
	電話番号	(0763) 23-2910	FAX	(0763) 23-2911